（誤謬の訂正に関する注記）

第百二十六条の五　誤謬の訂正に関する注記は、誤謬の訂正（当該事業年度より前の事業年度に係る決算書類における誤謬（意図的であるかどうかにかかわらず、決算書類の作成時に入手可能な情報を使用しなかったこと又は誤って使用したことにより生じた誤りをいう。以下同じ。）を訂正したと仮定して決算書類を作成することをいう。以下同じ。）をした場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

一　当該誤謬の内容

二　当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額

第百二十七条第一項第八号中「手形遡求債務」を「手形遡求債務」に改める。

第百三十四条中「第四号」を「第五号、第八号」に改め、「、第五号、第六号、第八号」を削り、「及び第十一号」を「、第十号、第十二号、第十三号及び第十五号」に改める。

第百三十八条第一項第三号イ中「定期積金」の下に「（以下「貯金等」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

3　第一項第四号に掲げる事項については、当該事業年度における過年度事項（当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書又は剰余金処分計算書若しくは損失金処理計算書に表示すべき事項をいう。以下同じ。）が会計方針の変更その他の正当な理由により当該事業年度より前の事業年度に係る通常総会において承認又は報告をしたものと異なっているときは、修正後の過年度事項を反映した事項とすることを妨げない。

第百四十一条第一項第一号から第七号までの規定中「前期末残高」を「当期首残高」に改める。

第百四十五条第二項第一号及び第百四十八条第二項第二号中「正当な理由による」を削る。

第百五十七条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「三ヶ月」を「三月」に、「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　提供決算関係書類を提供する際には、過年度事項を併せて提供することができる。この場合において、提供決算関係書類の提供をする時における過年度事項が会計方針の変更その他の正当な理由により当該事業年度より前の事業年度に係る通常総会において承認又は報告をしたものと異なるものとなっているときは、修正後の過年度事項を提供することを妨げない。

第二百三十二条第二項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とする。

別表第五経理に関する指標の項第三号及び第五号中「前期末残高」を「当期首残高」に改め、同表財産運用に関する指標の項第一号中「のうち、」を「に属する」に、「、運用不動産等」を「及び運用不動産をいう」に改め、同項第十四号中「前期末残高」を「当期首残高」に改める。

別紙様式第一号㈠中

「	（うち給付補填備金繰入）	」を
「	（うち貸倒引当金繰入額）	」に、
「	（うち貸倒引当金繰入額）	（×××）
「	（うち貸倒引当金戻入益）	（×××）
「	（うち貸倒引当金戻入益）	（△×××）
「	(3)　賃貸料	×××
「	(4)　雑収入	×××
「	(3)　賃貸料	×××
「	(4)　貸倒引当金戻入益	×××
「	(5)　償却債権取立益	×××
「	(6)　雑収入	×××
「	(2)　一般補助金	×××
「	(3)　貸倒引当金戻入益	×××
「	(4)　償却債権取立益	×××
「	(5)　金融商品取引責任準備金取崩額	×××
「	(6)　その他の特別利益	×××
「	(2)　一般補助金	×××
「	(3)　金融商品取引責任準備金取崩額	×××
「	(4)　その他の特別利益	×××
「	前期繰越剰余金（又は前期繰越損失金）	」を
「	当期首繰越剰余金（又は当期首繰越損失金）	」に、
「	その他経常収益	×××
「	貸倒引当金戻入益	×××
「	償却債権取立益	」に、
「	貸倒引当金繰入額	×××
「	貸倒引当金戻入益	」を
「	固定資産処分益	×××
「	貸倒引当金戻入益	×××
「	償却債権取立益	×××
「	固定資産処分益	」を
「	前期繰越剰余金（又は前期繰越損失金）	」に、
「	当期首繰越剰余金（又は当期首繰越損失金）	」に、

損益修正その他異常な」を「非経常的な」に改め、同記載上の注意5中「前期繰越剰余金又は前期繰越損失金」を「当期首繰越剰余金又は当期首繰越損失金」に改め、同記載上の注意6中「本項」を「この6」に、「当該上回る額を「貸倒引当金戻入益」に」を「事業費用」若しくは「事業外費用」又は「事業外収益」に「貸倒引当金戻入益」の科目を設け」に改め、同記載上の注意に次のように加える。

10　遡及適用又は誤謬の訂正をした場合には、当期首繰越剰余金又は当期首繰越損失金及びこれに対する影響額を区分表示すること。

別紙様式第一号㈡中

「	その他経常収益	×××
「	その他経常収益	×××
「	貸倒引当金戻入益	×××
「	償却債権取立益	×××
「	貸倒引当金繰入額	×××
「	貸倒引当金戻入益	×××
「	貸倒引当金戻入益	△×××
「	固定資産処分益	×××
「	貸倒引当金戻入益	×××
「	償却債権取立益	×××
「	固定資産処分益	×××
「	前期繰越剰余金（又は前期繰越損失金）	」を
「	当期首繰越剰余金（又は当期首繰越損失金）	」に改め、同様式記載上の注意2中「前期繰越剰余金又は前期繰越損失金」を「当期首繰越剰余金又は当期首繰越損失金」に改め、同記載上の注意3中「前期繰越剰余金又は前期繰越損失金」を「当期首繰越剰余金又は当期首繰越損失金」に改め、同記載上の注意4中「本項」を「この4」に、「当該上回る額を「貸倒引当金戻入益」に」を「その他経常費用」又は「その他経常収益」に「貸倒引当金戻入益」の科目を設け」に改め、同記載上の注意に次のように加える。

8　遡及適用又は誤謬の訂正をした場合には、当期首繰越剰余金又は当期首繰越損失金及びこれに対する影響額を区分表示すること。